

○久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱

平成22年3月23日

告示第98号

改正 平成25年4月5日告示第165号

平成26年6月24日告示第327号

平成28年3月31日告示第143号

平成29年3月31日告示第167号

令和3年3月12日告示第128号

令和4年3月4日告示第77号

(目的)

第1条 この告示は、訪問して居宅において入浴サービスを提供する久喜市訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）を実施することにより、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する地域生活支援事業として、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成18年8月1日障発第0801002号）に基づき実施するものとし、その実施主体は久喜市とする。

2 市長は、前条の目的を達成するため、次条に規定する事業に係るサービス（以下「サービス」という。）を提供する事業者に対し、事業に要する経費の一部を補助するものとする。

(サービスの内容)

第3条 サービスの内容は、身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護とする。

(事業者登録)

第4条 サービスを提供できる事業者として登録を希望する事業者は、訪問入浴サービス事業者登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、訪問入浴サービス事業者登録決定・却下通知書(様式第2号)により前項の申請をした事業者に通知するものとする。この場合において、登録の決定をしたときは、当該決定をした事業者をサービスを提供する事業者として登録するものとする。

(事業者の実施体制)

第5条 前条第2項の規定により登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、次に掲げる実施体制を整備しなければならない。

(1) サービスの提供は、1回の訪問につき看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1人以上及び介護職員2人以上(これらのサービス従事者のうち少なくとも1人は常勤の職員とする。)をもって行うこと。ただし、利用者の身体の状況が安定していることから、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

(2) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は敷地内にある他のサービスを提供する事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(3) サービスの提供に用いられる設備、器具等は、安全及び清潔の保持に留意すること。特に利用者の身体に接触する設備、器具等については、サービスの提供ごとに消毒又は交換したものを使用すること。

(対象者)

第6条 サービスを利用できる者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれ

れかに該当し、かつ、家庭において独力又は家庭の者のみの介助では入浴することが困難なものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する障害程度の等級が肢体不自由1級又は2級と判定されたもの

(2) 前号の規定に準ずる状態にあると市長が特に認めた者  
(利用手続)

第7条 サービスを利用しようとする者又はその介助者は、訪問入浴サービス利用登録申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 訪問入浴サービス利用承諾書（様式第4号）

(2) 健康状況証明書（様式第5号）

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、登録の可否を決定し、訪問入浴サービス利用登録決定・却下通知書（様式第6号。以下「決定通知書」という。）により前項の申請をした者に通知するものとする。この場合において、登録の決定をしたときは、当該決定をした者をサービスを利用できる者として登録するものとする。

3 前項の規定により登録された者（以下「利用者」という。）がサービスを利用しようとするときは、利用者又はその介助者（以下「利用者等」という。）は、決定通知書を登録事業者に提示し、直接依頼するものとする。

(利用回数)

第8条 サービスの利用回数は、利用者1人につき、週1回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、7月から9月までの間の利用回数は、利用者1人につき、週2回を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、利用回数の限

度を超えて利用することができる。

(登録事業者補助額及び利用者等負担額)

第9条 利用者等がサービスを利用したときに負担する額(以下「利用者負担額」という。)は、別表第1に掲げる額の100分の10とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した金額が別表第2に定める利用者等負担上限月額を超えると時の利用者負担額は、その上限額とする。ただし、市民税非課税世帯又は市民税課税世帯であつて所得割16万円(障がい児にあつては28万円)未満である世帯に属する者で、次に該当するものの負担上限額は、当該負担上限月額に4分の1を乗じて得た額とする。

(1) 預貯金等の額が500万円(家族同居の場合にあつては1,000万円)以下である者

(2) 親族等が現に居住する不動産その他一定の不動産以外の固定資産を所有していない者

3 市長は、登録事業者に対して、別表第1に掲げる額から前2項に規定する利用者負担額を控除した額を補助するものとする。

(利用の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項の規定により決定された登録を取り消すことができる。

(1) 第6条に規定するサービスを利用できる者でないことが判明したとき。

(2) 第7条第1項の申請をした者が、不正又は虚偽の申請により決定通知書の交付を受けたとき。

(3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

(登録事業者の遵守事項)

第11条 登録事業者は、サービス提供時に利用者の病状が急変したとき又はこれに準ずる緊急の事態が発生したときは、速やかに主治医又はあらかじめ登録事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行い、及び必要な措置を講じなければな

らない。

(利用者等の遵守事項)

第12条 利用者等は、次に規定する事項を遵守しなければならない。

- (1) サービスの利用に際しては、主治医に入浴の可否について確認すること。
- (2) 利用者の介助者は、入浴に立ち会い、及び介助すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、サービスの利用については、登録事業者職員の指示に従うこと。

(登録事項変更の届出)

第13条 登録事業者及び利用者等は、登録した事項に変更が生じた場合には、速やかに市長に届け出なければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、訪問入浴サービス事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年久喜市告示第94号）、菖蒲町障害者入浴サービス事業実施要綱（平成12年菖蒲町告示第23号）又は鷺宮町入浴サービス事業実施要綱（平成4年鷺宮町要綱第9号）の規定によりなされた登録、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年4月5日告示第165号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月24日告示第327号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第143号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の久喜市心身障がい児通園施設利用者負担額助成要綱様式第2号、久喜市子どものショートステイ事業実施要綱様式第2号（裏）、久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱様式第3号（裏）及び様式第6号（裏）、久喜市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱様式第4号（裏）及び様式第8号（裏）、久喜市高齢者日常生活用具購入費助成事業実施要綱様式第3号（裏）及び様式第6号（裏）、久喜市家族介護用品支給事業実施要綱様式第6号（裏）、久喜市補装具費の代理受領に関する要綱様式第2号（裏）、久喜市日中一時支援事業実施要綱様式第2号（裏）、様式第5号（裏）及び様式第8号（裏）、久喜市移動支援事業実施要綱様式第2号（裏）、様式第5号（裏）及び様式第8号（裏）、久喜市地域活動支援センター事業実施要綱様式第2号及び様式第6号、久喜市地域生活支援事業補助金交付要綱様式第2号（裏）、久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱様式第2号（裏）、久喜市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱様式第2号（裏）及び様式第7号（裏）、久喜市障がい者就職支度金支給要綱様式第3号、久喜市紙おむつ給付事業実施要綱様式第5号（裏）、久喜市介護サービス利用者負担助成要綱様式第3号及び様式第4号、久喜市訪問介護利用者負担額軽減要綱様式第2号、久喜市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱様式第7号、様式第9号及び様式第10号、久喜市住民基本台帳実態調査に係る事務取扱要綱様式第6号、久喜市被災者住宅再建支援金交付要綱様式第4号、様式第8号及び様式第9号、久喜市養育支援訪問事業実施要綱様式第4号及び様式第9号、久喜市多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費支給要綱様式第3号並びに久喜市児童手

当事務「住民用」取扱要綱様式第4号（裏）、様式第6号（裏）、様式第7号（裏）、様式第8号（裏）、様式第9号（裏）、様式第10号（裏）、様式第13号（裏）、様式第14号（裏）、様式第15号（裏）、様式第16号（裏）及び様式第21号は、この告示の施行の日以後にされる処分について適用し、同日前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日告示第167号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前の事業の利用に係る利用者等が負担する額については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月12日告示第128号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日告示第77号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

サービス提供に要する経費 1回当たり	10,000円
--------------------	---------

別表第2（第9条関係）

区分	利用者等負担上限月額
生活保護世帯	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般世帯	37,200円

備考

- 1 生活保護世帯とは、生活保護費受給世帯をいう。
- 2 低所得1とは、市町村民税非課税世帯であって障害者又は保護者の収入が

80万円以下である者をいう。

- 3 低所得2とは、市町村民税非課税世帯であるもののうち、低所得1に該当しない者をいう。
- 4 一般世帯とは、市町村民税課税世帯をいう。
- 5 市町村民税課税世帯のうち最多納税者の市町村民税（所得割）が46万円以上の世帯は支給対象外とする。



様式第1号(第4条関係)

訪問入浴サービス事業者登録申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地  
申請者 団体名  
代表者名

次のとおり、訪問入浴サービス事業の事業者登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ 事業者名			
フリガナ 事業者所在地	(〒 — )		
連絡先	電話番号		FAX番号
職員の配置状況	フリガナ		
	事業者責任者氏名		
	職員数	人(常勤	人・非常勤
同一事業所で実施している他の事業等			

(添付書類)

- 1 訪問入浴サービスを行う事業者を証する書類
- 2 事業者の事業運営状況の分かる書類(定款・事業計画書・決算書 等)

Blocked

(裏)  
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第7条関係)

(表)

訪問入浴サービス利用登録申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

訪問入浴サービスを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

対象者	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏 名					
	住 所	電話番号 ( )				
	個 人 番 号					
	本年1月1日の住所				住所地と異なる自治体で住民税が課税されている場合は、その市区町村を記入してください。	
	昨年1月1日の住所					

介護者等	住 所		電 話
	氏 名		対象者との続柄 ( )
緊急連絡先	住 所		電 話
	氏 名		
訪問入浴サービス利用の理由			

(裏)

## 同意書

申請に係る対象者の障害者関係情報及び対象者と同一の世帯に属する者の個人住民税賦課徴収情報の照会について、久喜市に権限を付与することに同意します。

年 月 日

(対象者)

住所

氏名

(保護者又は後見人)

住所

氏名

対象者との続柄

様式第4号(第7条関係)

訪問入浴サービス利用承諾書

私は、対象者 〇〇〇〇 とともに訪問入浴サービスを利用するに当たり利用中は  
もちろん、その後に至りどのような事がありましても異議は申し立てません。  
よって、後日のためにこの証書を差し入れます。

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
(対象者との続柄 )

対象者 住 所  
氏 名

様式第5号(第7条関係)

健康状況証明書

住所  
氏名

電話  
( 年 月 日生)

1 病名(主要症状)

2 感染性疾患の有無

無 有

ワッセルマン反応(－ 土 + ++)  
HBs抗原 (－ +)  
〔その他 〕

3 訪問入浴の可否

可 否

上記のとおり証明します。

年 月 日

医療機関名

医師名

(署名してください。記名押印でも可能です。)

様式第6号(第7条関係)

(表)

訪問入浴サービス利用登録決定・却下通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付で申請のあった訪問入浴サービス事業の利用について、下記のとおり決定・却下としたので通知します。

記

対象者氏名			
決定事項	1 入浴回数	月	回
	2 入浴日	別途通知する	
	3 家族の付添い	要・否	
	利用条件等		
	入浴方法	巡 回	
却下理由			
利用開始年月日	年 月 日		
利用曜日	月 火 水 木 金		
備 考			

教示

裏面のとおり



(裏)  
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)